

令和 6 年 4 月 1 日  
地方独立行政法人 那覇市立病院

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、地方独立行政法人那覇市立病院において、次のとおり行動計画を策定します。

### 1. 計画期間

令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 3 1 日までの 3 年間

### 2. 当法人の課題

当法人の課題として、職員に女性が多いにも関わらず女性の管理職が少ないという課題がある。女性が管理職として活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、下記の行動計画を策定する。

### 3. 目標

(1) 男女別の 1 つ上位の職階へ昇進した労働者の割合を 30%以上とする。

<実施時期・取組内容>

令和 6 年 4 月～ 女性管理職を増加させる為に、女性が継続して働きやすい環境づくりに取り組む。また現行の制度として利用できる休暇や休業の制度周知のためパンフレットを作成し、周知活動をおこなう。

適宜 女性が活躍できる職場であることについての求職者に向けた積極的な広報をおこなう。

(2) 有給休暇取得率 70%以上を目標とする。

<実施時期・取組内容>

令和 6 年 10 月～ 年次有給休暇促進のポスターを院内に掲示する。

適宜 有給休暇の取得率が低い部門の管理職に、取得を促進するよう通知する。